



平成26年3月6日(木)

国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所  
東日本高速道路株式会社 関東支社 横浜工事事務所

## 記者発表資料

首都圏中央連絡自動車道「釜利谷JCT～戸塚IC(仮称)」及び、「栄IC・JCT(仮称)～藤沢IC」の事業認定申請に向けた説明会を開催します。

首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の釜利谷JCT～戸塚IC(仮称)【高速横浜環状南線】については、これまで多くの地権者のご協力を得て、平成26年1月末現在で約80%の用地を取得し、順次工事を実施しているところです。

また、圏央道の栄IC・JCT(仮称)～藤沢IC【横浜湘南道路】についても、これまで多くの地権者のご協力を得て、平成26年1月末現在で約69%の用地を取得し、順次工事を実施しているところです。

残る用地については、地権者の方々との交渉を重ねているところですが、一部の方のご協力が得られておらず、現時点では用地取得の目途が立たない状況となっています。このため、任意での交渉だけではなく、土地収用法に基づく用地取得も視野に入れ、所要の手続きに着手することとしました。

つきましては、事業認定申請に向け、土地収用法第15条の14に基づき、当該事業の目的及び内容に関する説明会を下記のとおり開催することとしましたのでお知らせします。

◆高速横浜環状南線

開催日時:3月17日(月) 19時～20時30分(受付開始:18時30分)

会場:鎌倉芸術館 大ホール

◆横浜湘南道路

開催日時:3月18日(火) 19時～20時30分(受付開始:18時30分)

会場:鎌倉芸術館 大ホール

### 発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、神奈川県政記者クラブ、  
横浜市政記者会、横浜ラジオ・テレビ記者会、鎌倉市広報メディアセンター

### 問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所 電話 045-311-2981(代表)

副所長 まつやま たかお 松山 隆雄 計画課長 まつみ たかひろ 松實 崇博

東日本高速道路株式会社 関東支社 横浜工事事務所 電話 045-352-3771(代表)

副所長 まるやま だいぞう 丸山 大三 工務課長 おぎの まさゆき 荻野 政行

# 「高速横浜環状南線」及び「横浜湘南道路」に関する説明会の開催について

土地収用法第15条の14に基づき、事業の目的及び内容に関する説明会を次のとおり開催いたします。

## ○起業者の名称及び住所

国土交通大臣(東京都千代田区霞が関二丁目一番三号)  
東日本高速道路株式会社(東京都千代田区霞が関三丁目三番二号)

## ○事業の種類

### ◆高速横浜環状南線

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)新設工事(高速横浜環状南線・神奈川県横浜市金沢区釜利谷町地内から同市戸塚区汲沢町地内まで)並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事

### ◆横浜湘南道路

一般国道468号新設工事(有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事・神奈川県横浜市栄区田谷町地内から同県藤沢市城南一丁目地内まで)並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事

## ○事業の施行を予定する土地の所在

### ◆高速横浜環状南線

神奈川県横浜市金沢区釜利谷町地内から同市戸塚区汲沢町地内まで

### ◆横浜湘南道路

神奈川県横浜市栄区田谷町地内から同県藤沢市城南一丁目地内まで

## ○日時・会場

### ◆高速横浜環状南線

平成26年3月17日(月) 19時～20時30分(受付開始18時30分)  
鎌倉芸術館 大ホール(住所:神奈川県鎌倉市大船6-1-2)

### ◆横浜湘南道路

平成26年3月18日(火) 19時～20時30分(受付開始18時30分)  
鎌倉芸術館 大ホール(住所:神奈川県鎌倉市大船6-1-2)

※ 別紙参照

## ○主催

国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所  
東日本高速道路株式会社 関東支社 横浜工事事務所

## ○説明会に関する問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所 電話 045-311-2981(代表)  
東日本高速道路株式会社 関東支社 横浜工事事務所 電話 045-352-3771(代表)

## 会場案内図

会場：鎌倉芸術館 大ホール（住所：神奈川県鎌倉市大船6-1-2）

### 交通アクセス：

#### ○JR線

東海道本線、横須賀線、湘南新宿ライン及び京浜東北・根岸線  
大船駅笠間口及び東口から徒歩10分

#### ○私鉄

湘南モノレール 江の島線大船駅出入口1から徒歩10分

#### ○バス

江ノ電バス大船駅行き

松竹前及び中央病院前下車から徒歩3分

※駐車場はございますが、駐車台数に限りがありますのでご了承ください。

#### ※マスコミの方々への注意事項

- ・説明会は、カメラ撮影が可能です。
- ・説明会後は、会場の撤収作業等があるため、取材はお受けできません。
- ・説明会中の質問についても、ご遠慮ください。
- ・後日、横浜国道事務所までお問い合わせください。



出典：鎌倉芸術館HP

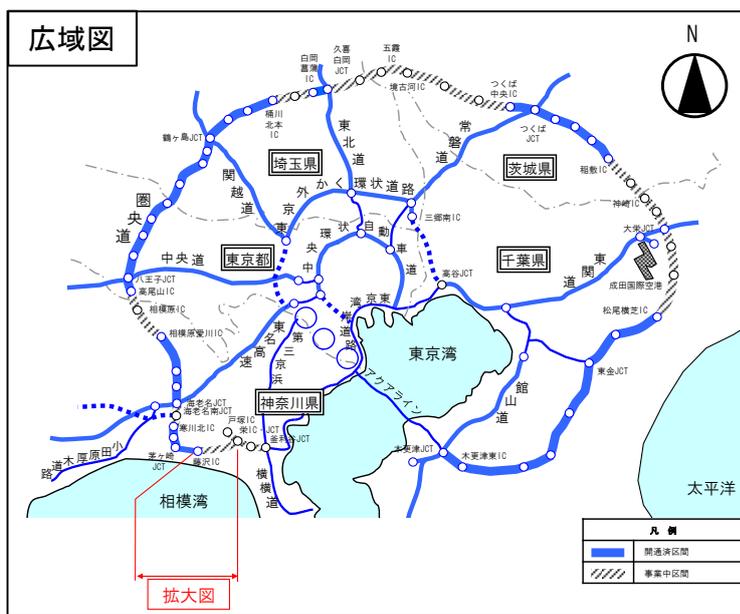


# 路線の概要(横浜湘南道路)

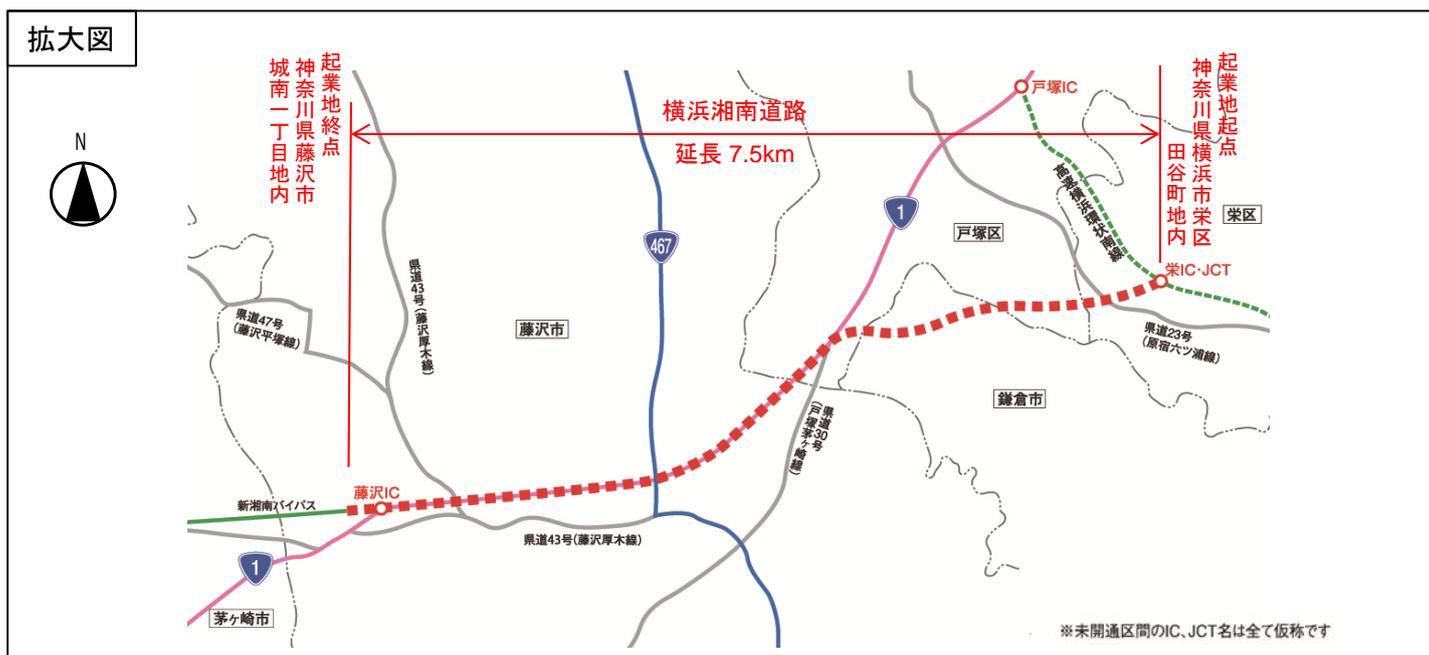
参考資料1

横浜湘南道路は、都心から半径約40～60kmの位置に計画されている総延長約300kmの自動車専用道路である圏央道の一部であり、都心から伸びる放射状の道路を環状に連絡することにより、都心への交通を分散し、渋滞の緩和に寄与します。

なお、平成26年1月末現在で約69%の用地を取得しており、橋梁工事などを進めているところです。



平成26年2月末時点



## 「土地収用法の事業認定」とは

土地収用法は、憲法29条3項の「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」との規定に基づき、「公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し(中略)、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与すること」を目的として定められたものです。

事業認定手続は、この土地収用法の手続の一つであり、国土交通大臣または都道府県知事(事業認定庁)が、申請に係る事業が『高い公共性を有し、かつ土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであることを審査し、当該事業のために土地等を収用又は使用する必要があること』について認定する手続です。

### 土地収用法(昭和二十六年六月九日法律第二百十九号)

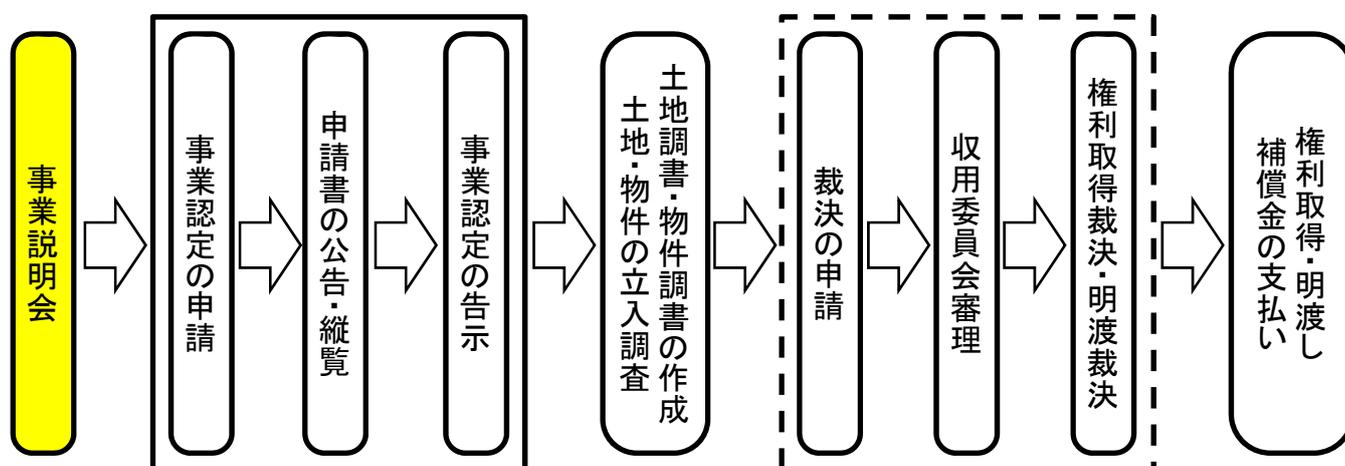
#### (事業の説明)

第十五条の十四 起業者は、次条の規定による事業の認定を受けようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定める説明会の開催その他の措置を講じて、事業の目的及び内容について、当該事業の認定について利害関係を有する者に説明しなければならない。

#### (事業の認定)

第十六条 起業者は、当該事業又は当該事業の施行により必要を生じた第三条各号の一に該当するものに関する事業(以下「関連事業」という。)のために土地を収用し、又は使用しようとするときは、この節の定めるところに従い、事業の認定を受けなければならない。

## 土地収用法の手続きの主な流れ



H26.3.17  
H26.3.18

事業認定手続  
(国土交通大臣)

収用手続  
(神奈川県収用委員会)